

公益社団法人日本ペストコントロール協会役員候補者の公募について

公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「当協会」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

記

1 公募する役職および人数

役員相当 1名（専務理事候補者）

2 就任予定日

2022年1月以降。応募者と協議のうえで決定。

3 当協会概要等

別紙「当協会の概要および職務内容書」をご覧ください。

4 選考方法等

(1) 選考方法

選考委員会（当協会会長・副会長・事務局長等で構成）により
第一次選考（書類審査）、リファレンスチェック、第二次選考（面接）
を行い、候補者を選考します。

(2) 理事への選任手続き（予定）

第二次選考の面接審査により選考された候補者は、当協会理事会で
審議した後、総会に上程されます。

5 応募方法

(1) 公募期間 2021年11月15日から2022年3月31日

ただし採用者決定次第締切といたします。

(2) 応募資格等 別紙「当協会の概要および職務内容書」をご覧ください。

(3) 応募書類

①履歴書 学歴、取得資格、職歴等の必要事項を記載し、3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦約4cm×横約3cm）を添付してください。

②自己PR書 A4版縦（横書）1500字以内

(4) 提出期限 公募開始後随時受付

- (5) 送付先 封筒の表に「採用応募書類在中」と朱書し、簡易書留により
下記へ郵送してください。

101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3階
公益社団法人 日本ペストコントロール協会 事務局あて

- (6) 上記 (1) ~ (5) を遵守していないものは応募と認めず、選考をいたしません。
その場合は不合格として取り扱います。

6 選考結果の通知

第一次書類審査の選考結果は、応募者全員に合否を通知しますとともに、第一次合格者には、リファレンスチェックに関するご連絡及び、第二次面接審査の日程等につきましても併せて通知いたします。

7 その他

- (1) 応募提出書類は、合否に関わらず返却いたしません。
- (2) 第一次選考（書類審査）後のリファレンスチェックに同意いただけない方は、第二次選考（面接）を実施いたしません。
- (3) 第二次選考（面接）後、採用候補者には、直近の健康診断の結果を提出いただきます。
- (4) 当選考に際して提出された書類等の個人情報につきましては、当選考の目的以外には使用いたしません。また、採用者以外の情報は当選考終了後に廃棄いたします。
- (5) 応募方法等に関するお問い合わせは、電子メールでのみ、お受けいたします。ただし、選考経過および選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

(公募お問合せ専用メールアドレス)

s a i y o @ p e s t c o n t r o l . o r . j p

以上

当協会の概要および職務内容書

1 法人名 公益社団法人日本ペストコントロール協会

2 法人の業務概要等

(1) 設立年月日 昭和47年3月13日 社団法人化（厚生大臣設立認可）
平成25年4月1日 公益社団法人化（内閣総理大臣認定）

(2) 設立目的

ねずみ衛生害虫及び微生物を含む人体衛生上又は公衆衛生上の害を与える有害生物（以下「有害生物等」という。）の予防及び駆除（以下「防除」という。）や、感染症防疫に関する高度な専門的知識の修得と、技術の向上を図り、我が国における有害生物等の防除及び感染症防疫事業の健全な発展を図り、もって、わが国の環境衛生並びに公衆衛生の保全と感染症防疫活動を推進し、快適な生活環境の保持増進に寄与することを目的とする。

(3) 業務概要 当協会は、設立の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 有害生物等の防除及び防疫による環境衛生及び公衆衛生の向上並びに充実に関する活動
- (2) 有害生物等の防除及び防疫に関する調査研究
- (3) 有害生物等の防除及び防疫に関して必要な知識の普及啓発
- (4) 有害生物等の防除及び防疫に関する技術研究とその研修
- (5) 有害生物等の防除及び防疫事業に関する情報の収集と指導
- (6) 有害生物等の防除及び防疫事業に関する資格認証制度の実施
- (7) 前各号の事業についての国内・国際交流の促進
- (8) 前各号の事業に付帯する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 職務内容

行政機関との連絡調整を密に行い、当業界と行政等の橋渡し役としての業務を行う。また、理事会構成員として、当協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。なお、理事の互選により、専務理事等に選任される場合あり。

専務理事は、当協会業務執行理事として、業務運営全般について会長を補佐し、当協会の会員の理解と協力を得ながらその執行を行う。

4 必要な資格・経験等

- (1) ペストコントロール産業に理解があること。
- (2) 公益社団法人としての当協会の事業運営に積極的に取り組む意欲を有し、

- かつ、公益社団法人の運営全般に関する十分な知識と経験を有していること。
- (3) 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
 - (4) 事務系総合職に求められる程度のパソコン操作知識及び技能（ワード、エクセル、パワーポイント、メール操作等）を有していること。
 - (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

5 勤務条件

- (1) 任 期： 2022年1月以降要相談 ～ 2024年5月31日（※1.2）
 - ※1) 採用日から2022年5月下旬開催の当協会総会までは、事務局職員として雇用。
 - ※2) 2024年度の総会が5月30日以前のときは、当該総会の日まで。以降重任の可能性有。
- (2) 勤務地： 当協会（東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4）
- (3) 勤務日： ①上記（1）による2022年総会までは原則として週3日の出勤とし、出勤日は当協会都合に従うものとする。
②2022年度総会で役員選任された後は、週5日の出勤とする。
- (4) 給 与： 当協会役員報酬規程による。
ただし、週3日出勤としての期間は年俸360万円を予定。
週5日出勤としての期間は年俸600万円を予定。
- (5) その他： 当協会規程等の定めるところによる。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（役員資格等）次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）